

# 給付付き税額控除の 制度設計に向けて②

内閣官房

人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

支援の単位  
(個人/世帯)

2-1

- 就労インセンティブを目的とするならば、対象は個人単位であり、個人の勤労性の収入に連動させることをベースに検討を進めるべきか。いわゆる「年収の壁」への対応が課題となる。この点、「年収の壁」に対して一定の対応をするためには、世帯単位の所得把握では答えが出せない。効果的な対応を行っていくうえでは「個人単位の所得等に応じた支援額算定」が必要。同時に、社会保険料の壁の本格的な対応を給付付き税額控除のみによって実現するのは難しいことにも留意が必要であり、適用拡大を一層進めるべき。
- 米国や英国の仕組みは世帯単位であるが、既婚女性に対する就労抑制効果に関する指摘がある。個人単位であれば世帯合算の必要がない。一方、個人単位で支援すると、配偶者が高所得者の場合に議論が必要。公平性の観点から、所得制限については、世帯単位でも勘案すべき場合もある。ハイブリッドで考える視点も必要ではないか。
- この制度を入れたことで世帯分離が進むようなことにならないようにする必要。
- マイナンバーを用いて所得捕捉がしやすいのは、個人単位の場合ではないか。

# 日本の社会保障制度における主な給付

○ 日本の社会保障制度における主な給付には、各制度の目的等に応じて、雇用保険（求職者給付）などの個人に給付するもの、生活保護などの世帯に給付するものがある。

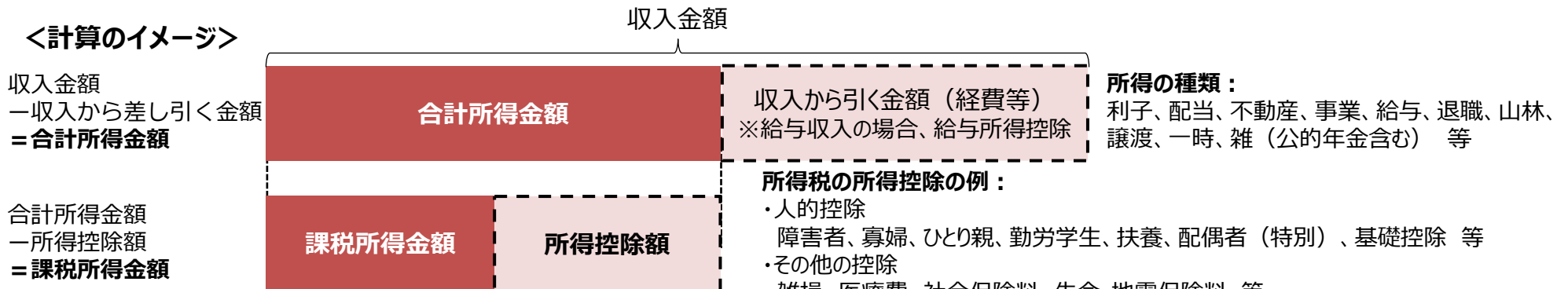
制度名	制度目的	所得把握の単位	給付額の考え方	対象者（受給要件）	所得に応じた 逓増・逓減
生活保護	最低限度の生活保障 自立の助長	世帯	一般低所得世帯の消費実態との均衡や社会経済情勢等を総合的に勘案して設定	資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者	逓減 (最低生活費－収入)
生活困窮者 自立支援制度 (住居確保給付金)	自立の促進 生活の安定	世帯	家賃補助①：家賃相当額(上限あり) 転居費用補助②：新たな住居の確保に要する費用(上限あり)	①：離職等により住居を失った又は失うおそれがあり、一定の資産・収入要件を満たし、求職活動を行う生活に困窮する者 ②：収入の著しい減少等により住居を失った又は失うおそれがあり、一定の資産・収入要件を満たす生活に困窮する者	①：逓減あり ②：－
雇用保険 (求職者給付)	失業者に対する生活の安定と再就職の促進	個人	基本手当：離職前賃金(上下限あり)の一定割合(45～80%)	失業の状態にあり、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上ある場合に支給。 [基本手当日額の上限額] 30歳未満 7,255円 45歳以上60歳未満 8,870円 30歳以上45歳未満 8,055円 60歳以上65歳未満 7,623円 ※ その他、再就職手当等	基本手当：離職前賃金に応じ、逓増
求職者支援制度 (職業訓練受講給付金)	特定求職者(※)の職業及び生活の安定 ※雇用保険被保険者以外の者等	個人 (受給要件には世帯収入等を含む)	1人当たりの標準的な生計費や雇用保険の給付額との均衡を踏まえて設定	・本人収入が月8万円以下 ・世帯全体の収入が月30万円以下 ・世帯全体の金融資産が300万円以下 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない など 職業訓練受講手当：月10万円 ※その他、通所手当等	－
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資すること	－	児童養育費の一部を軽減し、児童養育家庭等の家計負担の軽減を図るもの	日本国内に住所を有する児童を養育する父母等のうち、主たる生計維持者に支給。 3歳未満：15,000円、3歳以上小学校終了前：10,000円 中学生：10,000円、高校生年代：10,000円 ※一人当たり月額 ※第三子以降は月30,000円	－
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進	個人 (本人に加え、扶養義務等の関係にある者の所得等で判定)	離婚等による稼働能力の低下を補い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するもの	児童を監護するひとり親等に支給。 【支給額(月額)】 全部支給：48,050円、一部支給：48,040円～11,340円 加算額(児童2人目以降1人につき) 全部支給：11,350円、一部支給：11,340円～5,680円 ※所得制限あり 全部支給(2人世帯)：190万円 一部支給(2人世帯)：385万円	逓減
老齢基礎年金	高齢期の所得保障	－	年金保険料の納付期間に応じて算定(40年間で満額)	・被保険者が原則として65歳に達していること ・保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が合わせて10年以上あること 【支給額】 年額847,300円(月額70,608円) ※昭和31年4月2日以降生まれの方の2026年度の満額	－
老齢厚生年金			被保険者期間中の平均標準報酬月額や被保険者期間に応じて算定	・被保険者が原則として65歳に達していること ・老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていること ・厚生年金の被保険者期間が1か月以上あること	
老齢年金 生活者支援給付金	年金を含めても所得が低い者(前年の所得額が老齢基礎年金満額相当以下の者など)の生活支援	個人 (受給要件には世帯に係る要件等を含む)	基準額は、月額5千円(高齢者の基礎的な消費支出の状況等を踏まえ法律で規定)に物価スライド率を乗じた額	・前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得、利子所得等)の合計額が老齢基礎年金満額相当(約81万円)以下であること ※合計額が約81万円を超え、約91万円までの者には補足的給付が支給される。 ・同一世帯の全員が市町村民税非課税であること 【支給額】(1)と(2)の合計額(月額) (1)5,620円×保険料納付済期間/480月 (2)11,768円×保険料免除期間/480月	－ ※年金保険料の納付実績に応じて逓増する

(注) 第2回社会保障国民会議有識者会議 資料2において示した純負担率の分析の中に含まれている給付を色付けしている。

# 日本の主な税・社会保険料負担について（比較表）

		単位	負担内容（2026年4月時点）	事務の主体	
税	所得税	個人	課税所得金額に対して累進税率 課税最低限あり	国	
	消費税	個人	消費額の10%(軽減税率8%)	国	
	個人住民税	個人	課税所得金額の10% 課税最低限・非課税限度額あり ※合計所得金額の計算は、基本的に所得税と同じ。 適用される所得控除の種類や控除額は異なる場合がある。	自治体(約1,700自治体)	
社会保険	被用者保険		医療：報酬(上下限あり)の約5%(本人負担分)(75歳に達するまで) 年金：報酬(上下限あり)の約9%(本人負担分)(70歳に達するまで) 介護：報酬(上下限あり)の約1%(本人負担分)(40歳から65歳に達するまで) 雇用：報酬の0.5%(本人負担分)	医療：保険者(協会けんぽ・健保組合(約1,400)等) 年金：日本年金機構等 介護：保険者(市町村) 雇用：国	
	被用者保険以外	国保 (75歳に達するまで)	世帯	主に所得割(「旧ただし書所得」※に対して)と均等割(減額制度あり) ※合計所得金額から個人住民税の基礎控除額のみを引いた金額 (その他の所得控除は適用しない)	保険者(都道府県及び市町村・国保組合)
		後期高齢 (75歳から)	個人	所得割(「旧ただし書所得」※に対して)と均等割(減額制度あり) ※合計所得金額から個人住民税の基礎控除額のみを引いた金額 (その他の所得控除は適用しない)	保険者(後期高齢者医療広域連合) (保険料の徴収等は市町村が実施)
		国年 (60歳に達するまで)	個人	定額(免除・猶予制度あり)	自治体・日本年金機構 (保険料の徴収等は日本年金機構が実施)
		介護	個人	合計所得金額等に応じた所得段階別(減免制度あり)	保険者(市町村)

## <計算のイメージ>



(注) 課税上の給与所得には株式報酬等の現物支給による給与や経済的利益を含む。社会保険料（被用者保険）が賦課される報酬には食事や住宅等の現物給与を含む。

# 諸外国の制度における支援の単位

○ 諸外国では、既婚の場合は、「給付額算定」と「所得制限」に用いる「所得」は、基本的に**夫婦の所得の合計額**を用いるとともに、**夫婦に扶養される一定年齢以下の子どもの数**に応じて受益額を変化させている。

(2026年2月現在)

	アメリカ		イギリス	フランス	カナダ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～	児童税額控除 (Child Tax Credit) 1997～	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～
「給付額算定」と「所得制限」に用いる「所得」の単位	<p><b>夫婦</b></p> <p>主な具体的な要件： ・確定申告で配偶者として報告し（生計同一）、税務当局に認められる</p> <p>※勤労所得税額控除は、既婚者の場合は、原則として夫婦合算課税選択者のみ受給可能</p>		<p><b>夫婦</b></p> <p>主な具体的な要件： ・配偶者は原則同居している</p> <p>※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし</p>	<p><b>夫婦</b> (注1)</p> <p>主な具体的な要件： ・配偶者は原則同居している</p> <p>※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし</p>	<p><b>夫婦</b></p> <p>主な具体的な要件： ・確定申告で配偶者として報告し（生計同一）、税務当局に認められる ・配偶者は原則同居している</p>
子ども等の被扶養者の範囲	<p><b>19歳未満の扶養している子ども等</b></p> <p>主な具体的な要件： ・子どもは税制上の被扶養者（生計同一）でかつ原則同居している</p>	<p><b>17歳未満の扶養している子ども等</b></p> <p>主な具体的な要件： ・子どもは税制上の被扶養者（生計同一）でかつ原則同居している</p>	<p><b>16歳未満の扶養している子ども等</b></p> <p>主な具体的な要件： ・子どもは原則同居している（同居により扶養されているとみなされる）</p> <p>※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし</p>	<p><b>25歳未満の扶養している子ども等</b></p> <p>主な具体的な要件： ・子どもは被扶養者でかつ原則同居している</p> <p>※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし</p>	—
(参考) 税制上の取り扱い	<p>個人単位</p> <p>※既婚者は個人単位と夫婦単位の選択制</p>		<p>個人単位</p>	<p>世帯単位 (N分N乗方式) (注2)</p>	<p>個人単位</p>

(備考) 諸外国における税制に関連する給付措置等については、夫婦及び扶養している子どもで構成される世帯だけではなく、単身世帯や、片親世帯等においても適用可能である。

(注1) 被扶養者（25歳未満の扶養している子ども等）に所得がある場合は、夫婦の所得と被扶養者の所得の合計額が使用される。

(注2) N分N乗方式とは、所得控除後の課税所得を一定の家族除数（N）で除し、それに税率表（超過累進税率）を適用し、家族除数1あたりの所得税額を算出した後、再び当該家族除数（N）を乗ずることにより、世帯全体の所得税額を算出する方法である。

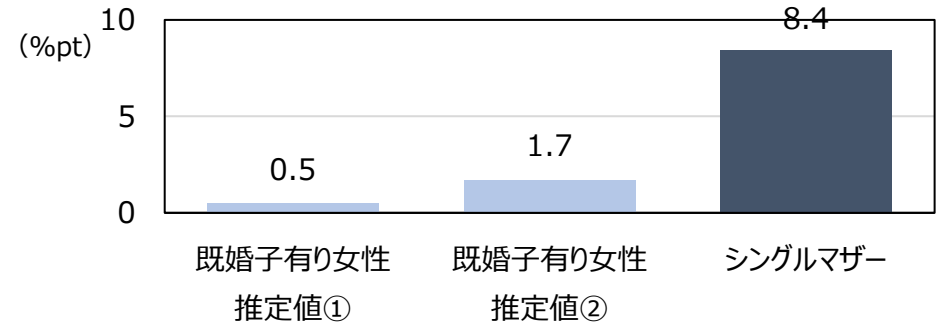
# 所得再分配効果及び就労促進効果に関する既存研究の紹介（米・EITC）

- **低所得世帯の収入**、そして、そこで暮らす**子ども**の生活環境（含む教育環境）に**好ましい影響**を与えている。
- 収入増には、**給付による直接的な収入向上**だけでなく、**就労促進による間接的な収入向上**も寄与している。
- なお、依拠する所得が世帯単位であることから、**就労促進効果は配偶者の有無等によって異なる**。**EITCはシングルマザーの就労を大きく促進**したとのコンセンサスがある一方、他方、EITCは**夫婦単位**であるため、**既婚子有り女性の就労促進にはつながりにくい**との指摘や、むしろ就労を減らすとの研究も複数ある。

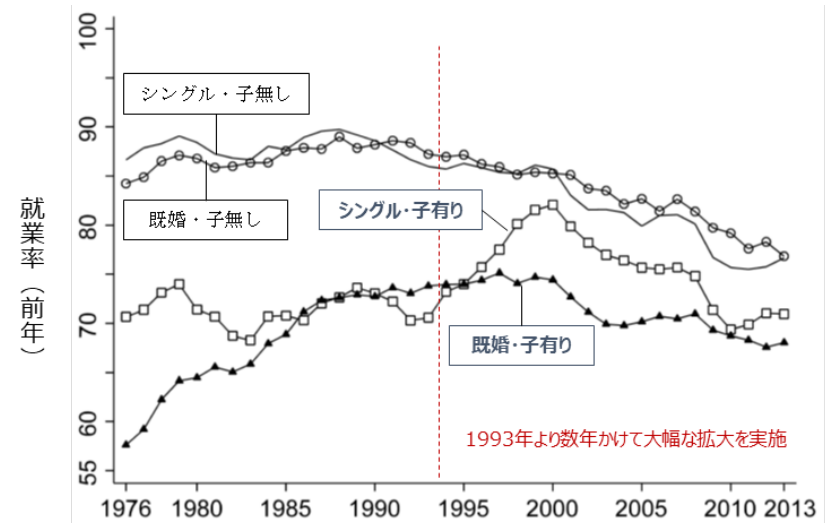
## サーベイの概要（仮訳）

- 先行研究は、EITCが勤労低所得世帯の収入を増やしたこと、そこで暮らす子どもの厚生を劇的に向上させたことを示している。  
(Nichols and Rothstein 2016)
- 所得再分配効果を直接効果と間接効果に分けて考えると便利である。直接効果は単純にEITCの給付額である。間接効果は、就業状態の変化等、EITCによる税引前・給付前の収入変化である。(Hoynes and Rothstein 2016)
- シングルマザーに比べ、既婚子有り女性に関する就労促進効果は弱くなると想定される。その理由の一つに、EITCの給付額は世帯所得で決まることが挙げられる。(Bastian 2020)

(図1) 配偶者の有無別：EITCの導入が子有り女性の就業率に与えた影響



(図2) EITCの子ども加算の拡大前後の女性の就業率



(注) 図1はBastian (2020)の Table 3の(1)(2)の推定値を棒グラフで示したもの。推定値①は(1)、推定値②は(2)の既婚子有り女性に関する推定値を示している。推定値①の標準誤差は0.8、推定値②の標準誤差は0.9である。シングルマザーの推定値は(1)の Mom×Post1975と Mom×Post1975×Unmarriedの係数の単純合計を示している。

(出所)

Nichols and Rothstein (2016) "The Earned Income Tax Credit" *Economics of Means-Tested Transfer Programs in the United States, Vol 1*

Hoynes and Rothstein (2016) "Tax Policy Toward Low-Income Families" *IRLE Working Paper*

Bastian (2020) "The Rise of Working Mothers and the 1975 Earned Income Tax Credit" *American Economic Journal: Economic Policy*

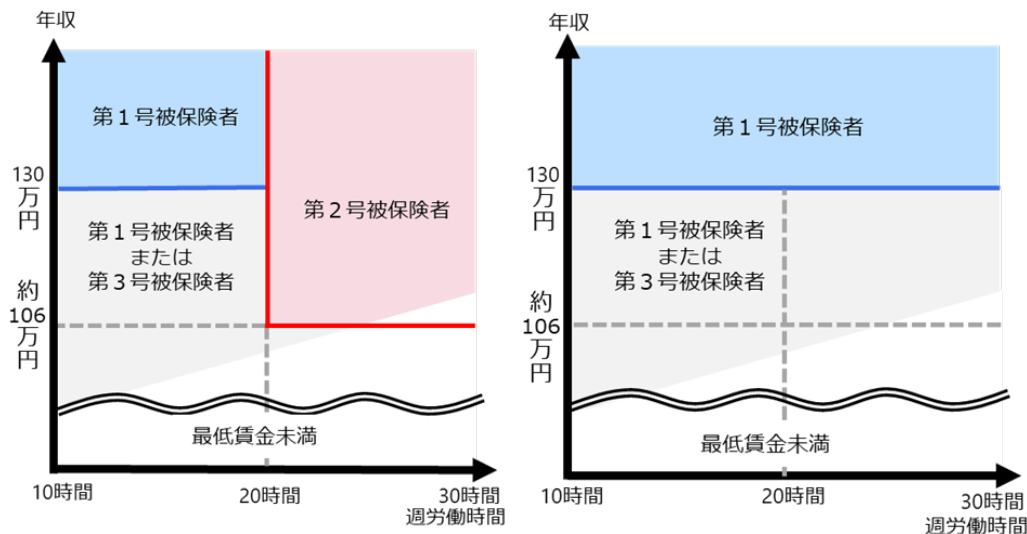
# 社会保険制度上のいわゆる「年収の壁」を巡る現状

- 会社員・公務員の配偶者で扶養され保険料負担がない「第3号被保険者」のうち約4割が就労。
- その中には、一定以上の収入となった場合の社会保険料負担等による手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在。

## 現行制度の社会保険の適用関係（イメージ）

### 50人超企業等

### 50人以下企業等



○従業員50人超企業に週20時間以上で勤務する場合

「106万円の壁」

加入制度：厚生年金保険・健康保険

○上記以外の場合

「130万円の壁」

加入制度：国民年金・国民健康保険

## 就業調整の理由

配偶者がいる女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしていると回答した者（21.8%）は、その理由として、「106万円の壁」、「130万円の壁」及び配偶者手当を意識していると回答している。（複数回答）

<b>【被扶養者認定基準（130万円）】</b> 一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	57.3%
<b>【被用者保険加入（106万円）】</b> 一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	21.4%
<b>【配偶者の会社の配偶者手当】</b> 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

（出典）厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」

（注1）令和7年年金制度改正法により、短時間労働者の被用者保険加入に係る賃金要件が廃止されることとされており、いわゆる「106万円の壁」は消滅する。

（注2）従業員50人超企業とする企業規模要件についても、令和7年年金制度改正法により段階的に縮小・撤廃することとしている。

# 被用者保険の適用拡大（令和7年改正法）

- いわゆる「106万円の壁」については、最低賃金の上昇によって週20時間働けば満たすこととなり、事実上消失した。
- いわゆる「130万円の壁」に対しては、被用者保険の適用拡大によりできる限り「被用者保険」への移行を促してきた。

## 〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

**撤廃**

- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
- ③ 学生は適用対象外

**段階的に撤廃**

- ④ 51人以上の企業が適用対象

## 〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

法律で定める17業種 適用（現行どおり）

上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ **適用**

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞  
ただし、経過措置として、  
施行時に存在する事業所  
は当面期限を定めず適用  
除外。

## 賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃（公布から3年以内の政令で定める日から施行）

※ R.8.3.31（秋田県のR7年度地域別最低賃金発効日）以降は全都道府県で最低賃金が1,016円を超え、週20時間以上働く方の賃金は必ず月8.8万円を超えることとなったため、**賃金要件は事実上消失した。**

## 企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）	実施時期
500人超	2016年10月
100人超 約107万人 (実績値)	2022年10月
50人超	2024年10月
35人超 約10万人	2027年10月
20人超 約15万人	2029年10月
10人超 約20万人	2032年10月
10人以下 約25万人	2035年10月

今回改正

## ◎ 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）（抄）

附 則  
（検討等）

第二条（略）

2 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3・4（略）

## ◎ 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（抄）

三 短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、企業規模要件の撤廃を待つことなく早期に任意の適用を進めるための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めること。また、国民健康保険制度の在り方等に留意するとともに、雇用保険の加入要件が令和十年十月から週十時間以上になることなどを踏まえ、労働時間要件の週十時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の被用者保険への適用拡大について検討を加え、必要な措置を講ずること。

# 配偶者がいる女性のパートタイム労働者の就業調整の有無・理由

- 就業調整を行う労働者は、パートタイム労働者が中心。その7割は女性であり、そのうち7割は有配偶者である。
- 有配偶者の女性パートタイム労働者のうち、21.8%が就業調整をしている。その理由として、「一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」と回答した割合は57.3%、「自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を払わなければならないから」と回答した割合は49.6%となっている。

## ■ 就業調整の有無別パートタイム労働者の割合

	パートタイム労働者計	調整をしている	調整をしていない	わからない	不明
総数	100.0%	15.9%	66.8%	14.9%	2.4%
配偶者がいる	100.0%	19.9%	68.1%	9.4%	2.7%
男性	100.0%	10.6%	72.7%	14.7%	2.0%
女性	100.0%	21.8%	67.1%	8.3%	2.8%
配偶者がいない	100.0%	7.7%	65.5%	26.2%	0.5%

## ■ パートタイム労働者の属性

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	計		年齢階級											計	配偶者がいる		
			15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上				不明
パートタイム・有期雇用労働者	(100.0)	100.0	1.5	3.5	4.5	6.8	6.6	9.1	12.1	10.0	10.3	16.9	18.8	0.1	100.0	67.2	(100.0)
男	(30.2)	100.0	3.4	3.9	5.6	7.2	3.4	2.9	5.2	2.6	6.5	24.0	35.1	0.0	100.0	56.7	(100.0)
女	(69.8)	100.0	0.7	3.3	4.0	6.6	8.0	11.8	15.0	13.3	11.9	13.9	11.7	0.1	100.0	71.7	(100.0)

(注) 総数には配偶者の有無不明が含まれる。

## ■ 就業調整の理由別パートタイム労働者の割合

	就業調整をしているパートタイム労働者計	就業調整の理由（複数回答）								不明
		自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を払わなければならないから	一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから	一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	会社の都合により雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入要件に該当しないようにしているため	現在、支給されている年金の減額率を抑える又は減額を避けるため	その他	
総数	100.0% [15.9%]	46.1%	28.3%	12.1%	44.6%	18.8%	3.4%	1.9%	15.8%	1.1%
配偶者がいる女性	100.0% [21.8%]	49.6%	36.4%	15.4%	57.3%	21.4%	1.3%	0.7%	6.6%	0.1%

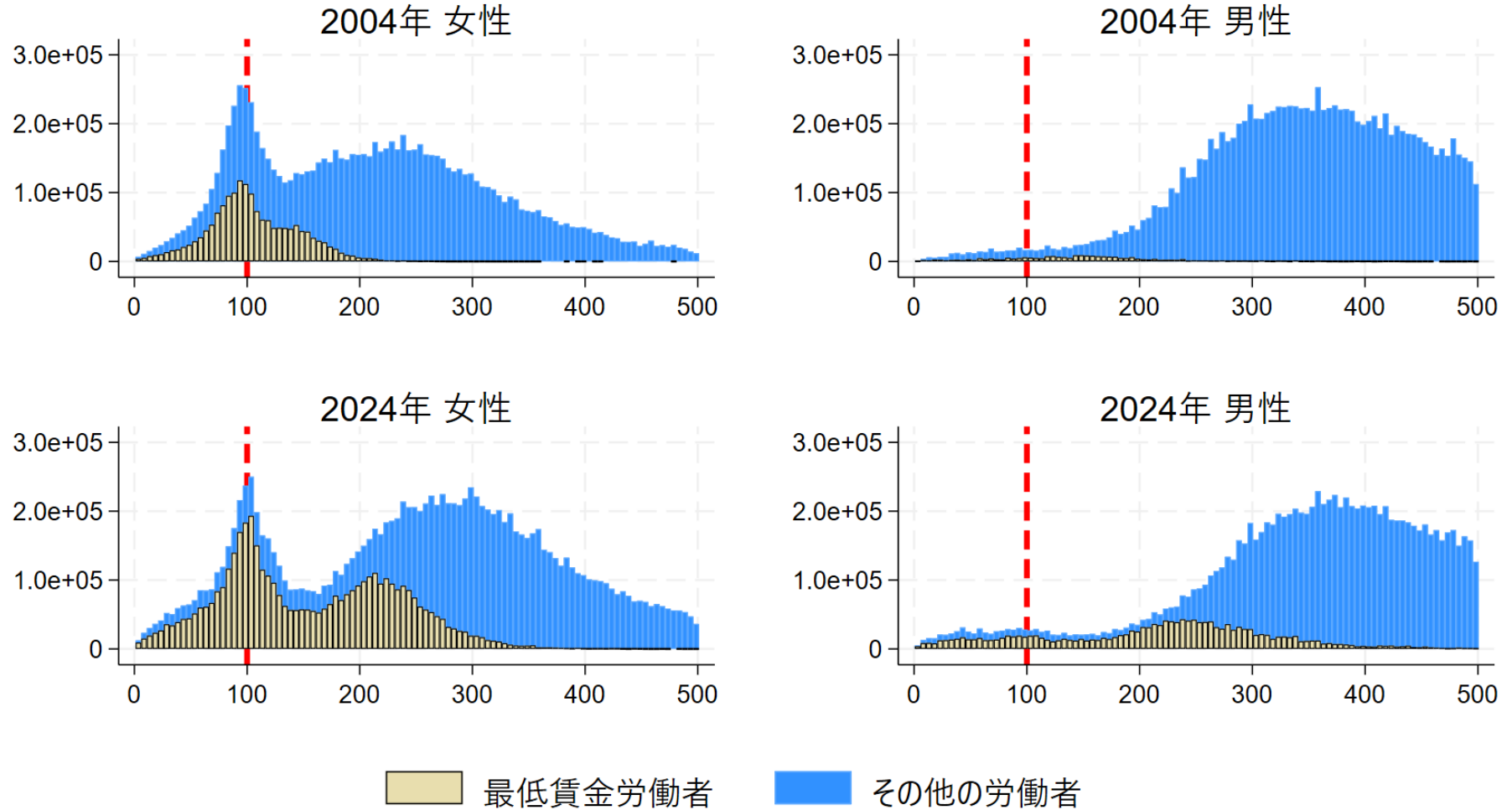
(注) []は、パートタイム労働者計を100とした就業調整をしている労働者の割合である。総数には配偶者の有無不明が含まれる。

(注) 令和3年10月1日現在の状況を調査。調査対象は、5人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用されるパートタイム労働者及び有期雇用労働者。

(出所) 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」

# 年間収入の分布

## 年間収入の頻度分布（23歳以上60歳未満、単位：万円）



出所: Mori and Okudaira (2026 RIETI DP 改訂版)。横軸の単位は万円。赤点線は100万円を示す。「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)より作成した。年間収入は決まって支給される現金給与額(月額)に年収換算調整係数をかけて年間相当額を計算した。年収換算調整係数は「毎月勤労統計調査」により事業所規模別・一般/パート労働者別に算出した。最低賃金労働者は「時給が同じ年に改定される地域別最低賃金額×1.2以下の労働者」として定義した。なお、前年ボーナスを含めてヒストグラムを描いても、同様の傾向が観察される。抽出率によるウェイト調整済。

支援の概要  
(所得に応じてどのような支援  
(遡増・遡減等) とするか)

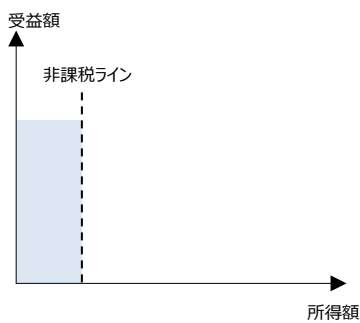
- 勤労している人々の支援に向けて、給付付き税額控除の制度設計を含む税と社会保障の一体改革として、就労ディスインセンティブにならない、なだらかで、累進度のある程度もった負担率のカーブを実現していくべき。
- 税と例えば年金や医療などの見合いの給付を受けることができる保険料では負担の性格は異なる。しかし、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受けられることが多く、保険料の負担とは時間差がある。また、若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実なものであり、税と保険料、そして、給付も併せて見ていくことは重要。特に現金の給付に着目すべきではないか。
- 制度導入時には、給与所得や事業所得があり、社会保険料を負担している中低所得者を支援の対象とし、一案として、一定の収入額までは支援を遡増させ、その後遡減させるべきではないか。いわゆる「年収の壁」を越えた所得階層において、支援額が増えるような制度設計とすることが必要。
- 子育て世代を含めて生活が厳しい。特に若い世代を中心に、地方でも安心して生活、子育てができる、子育て世代に対して温かい国だというメッセージに繋がることが重要。
- 子育て世帯のみを念頭に支援するのではなく、単身や子育てが終わった世帯、起業に取り組む若者等を含む自営業者、生活保護を受給していない低所得の勤労者等に配慮が必要。

# 日本におけるこれまでの主な一時的な給付措置

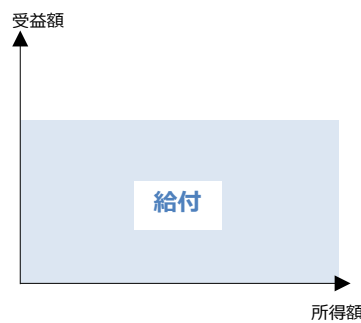
- わが国でコロナ発生以降、臨時的に行われた給付金は全て定額であり、非課税世帯か児童（扶養）手当受給者等を主な対象としている。

事業名	対象	給付額
特別定額給付金	基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者	一人当たり10万円
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給者（所得制限有・中学生年代まで）	児童一人当たり1万円
ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当受給者等	一世帯当たり5万円等
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等	児童一人当たり5万円
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給者等 ※所得制限有・中学生年代まで（児童手当受給者） + 所得制限有・高校生年代	児童一人当たり10万円相当
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等	一世帯当たり10万円
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	住民税非課税世帯等	一世帯当たり5万円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における低所得世帯支援枠	住民税非課税世帯等	一世帯当たり3万円目安
新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置 （物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における低所得世帯支援枠及び給付金・定額減税一体支援枠）	住民税非課税世帯等	一世帯当たり7万円から10万円 （子育て世帯は子ども一人当たり5万円を加算）
	定額減税しきれない者	一人当たり4万円の定額減税を満額反映できない場合に不足分を給付
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における低所得世帯支援枠	住民税非課税世帯	一世帯当たり3万円 （子育て世帯は子ども一人当たり2万円を加算）
物価高対応子育て応援手当	児童手当受給者	こども一人当たり2万円

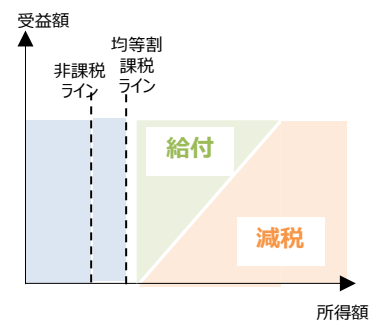
＜非課税世帯給付の受益額のイメージ＞



＜一律給付の受益額のイメージ＞



＜給付金・定額減税一体措置の受益額のイメージ＞



# 諸外国の制度における受益額、対象者の収入の範囲のイメージ

(2026年2月現在)

- 諸外国の税制に関連する給付措置等においては、所得に応じて逦増・逦減する制度設計のものが多い。
- 子どもがいると受益額が加算される制度設計が多い。対象となる所得範囲が広がる場合もある。

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	
制度名	(A)勤労所得税額控除 1975～ (Earned Income Tax Credit) (B)児童税額控除 1997～ (Child Tax Credit)	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 (Prime d'activité) 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 (Canada Workers Benefit) 2007～	食料品・必需品給付 (Groceries and Essentials Benefit) (旧GSTクレジット) 2026～ (旧制度1991～)
受益イメージ(注1) ※夫婦2人は赤色、夫婦のみは橙色					
受益額(年間) ※受益額の()内は一人当たり平均賃金比	(A) 19歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数に応じて受益額は増額 最大受益額： 子0人：\$ 664 (1%) 1人：\$ 4,427 (5%) 2人：\$ 7,316 (9%) 3人～：\$ 8,231 (10%)  (B) 17歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、受益可能 最大受益額：\$2,200 (3%) /子	●夫婦のみの場合 最大給付額：£ 7,537 (17%)  ●子ども等がいる場合 16歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数に応じて給付額に加算 最大加算額： £ 3513.72 (8%) /子 (最大2人分)  ※このほか、追加給付として住宅費に対する補助等が存在	●夫婦のみの場合 夫婦の勤労形態によって給付額は異なる  ●子ども等がいる場合 25歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数・年齢・夫婦の勤労形態に応じて給付額は異なる	●夫婦のみの場合 最大受益額：C \$ 2,813 (3%)  ※夫婦のみの場合、夫婦と子ども等の被扶養者がいる場合、どちらでも受益額は同一  ●子ども等がいる場合 19歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数に応じて給付額に加算 最大加算額：184C \$ (0.2%) /子	
対象者の収入の範囲(一人当たり平均賃金比) ※夫婦2人の場合	(A) \$ 0～\$ 65,899 (0%～79%)  (A) + (B) \$ 0～\$ 487,000 (0%～587%)	£ 0～£ 70,263 (0%～157%)	€ 0～€ 約43,000 (0%～約96%)	C \$ 0～C \$ 49,392 (0%～59%)	C \$ 0～C \$ 66,821 (0%～80%)

(注1) 夫婦のみ又は夫婦2人(5歳、2歳)で、片働き・給与収入のみのケースを想定したもの。実際には、逦増部分については勤労性の収入が、逦減・消失部分については総所得(勤労性の収入(給与収入及び事業所得)や金融所得等)が勘案される。  
 (注2) 勤労所得税額控除について、既婚者は原則夫婦単位課税を選択した場合にのみ利用可能。  
 (注3) 英国のユニバーサル・クレジットは、所得補助や児童給付を含め、複数の給付措置を統合した制度となっている。また、受益額イメージの試算に当たっては、資産要件を考慮していない点に留意が必要。  
 (備考) 平均賃金は、OECD Stat から2024年分のものを使用。アメリカは\$ 82,933、イギリスは£ 44,806、フランスは€ 44,909、カナダはC \$ 83,120。  
 (参考) 邦貨為替レートは、\$ 1 : 156円、£ 1 : 209円、€ 1 : 183円、C \$ 1 : 113円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和8年(2026年)2月中適用)。

# 諸外国の制度において参照する収入と所得の範囲

- 諸外国の制度においては、受益額を遡増させる際には勤労性の収入、遡減させる際には勤労性の収入に限らず総所得（金融所得、年金収入等を含む）を参照するものが多い。

(2026年2月現在)

	アメリカ		イギリス	フランス	カナダ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～	児童税額控除 (Child Tax Credit) 1997～	ユニバーサル・クレジット 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～
遡増部分等 (主なもの)	勤労性の収入	勤労性の収入 (2,500ドル超)	—	勤労性の収入	勤労性の収入 (3,000カナダドル以上)
遡減・消失部分等	<p>総所得 (各種控除前、社会保険料・税引き前)</p> <p>※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入等を含めて算出。 ※金融所得等が12,200ドル超の場合、受益できない。 ※総所得もしくは勤労性の収入の大きい方が遡減・消失に使用される。</p>	<p>総所得 (各種控除前、社会保険料・税引き前)</p> <p>※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入等を含めて算出。</p>	<p>勤労性の収入 (社会保険料・税引き後)</p> <p>※年金収入等は全額が給付額から減額される。 ※資産から生じる収入(例：利子配当、賃貸収入)は資産として扱われる。</p>	<p>総所得 (社会保険料引き後、税引き前)</p> <p>※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入、社会給付等を含めて算出。</p>	<p>総所得 (経費等控除後、基礎控除前社会保険料・税引き前)</p> <p>※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入等を含めて算出。</p>
勤労性の収入の 具体例	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、チップ、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、チップ、自営業による純利益

# 諸外国の制度における受益額の遡増部分の政策的背景

- 米国の勤労所得税額控除・児童税額控除、フランスの活動手当、カナダの勤労者手当においては、受益額について、一定の所得までは、勤労性の収入<sup>(注)</sup>に応じた遡増部分が設けられている。
- いずれも、各国で社会保障費用の増加が課題となる中で、失業者や低所得者（とくにワーキングプアや子育て世帯）の福祉依存からの脱却と就労促進（いわゆる「貧困の罠」の解消）を目的として、導入した仕組みである。

## 【各国の政策的背景】

(2026年2月現在)

### アメリカ

- 1960年代に、フードスタンプ・メディケア・メディケイドを導入する等、社会保障制度を拡充。1970年代に入り、それらの維持費用が問題となったことから、政策的に「福祉から労働へ」と方向転換し、併せて財源確保に向けた社会保障税の引上げに伴う低所得者の負担軽減が必要となったことから、勤労所得税額控除の導入に至った。

### フランス

- 1990年代から社会保障費の増加が問題となり、社会保険料の引上げや社会保障関連諸税の導入・税率引上げが相次いで行われ、低所得者に対してその負担軽減の必要性が生じるとともに、低所得者の就労促進や所得補填が課題となった。それらを背景として、2001年に前身の制度が導入され、2016年に引き続き低所得者の就労促進と所得補填を目的として活動手当へ移行した。

### カナダ

- 1970年代以降の財政赤字を背景として、財政再建に向け、所得控除から税額控除への移行、付加価値税の導入、還付付きの税額控除を通じた中低所得者に対象を絞った負担軽減策等の税制改革や、社会保障制度改革が進められていた。
- その中で、勤労者手当は低所得者の就労促進や税や社会保険料負担の軽減策として提唱され、2007年から実施。

(注) 「勤労性の収入」は、日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当。

# 支援の対象

2-3

- 社会保険料については、逆進性緩和を重視し、中低所得の勤労者の社会保険料の負担軽減が重要。また、社会保険料の裏には年金や医療等の給付があることに留意。
- 現役・勤労世代について、持続的な賃金の引上げを行いつつ、勤労収入があり社会保険料を負担している中低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにすべき。
- 「年収の壁」を解消・縮小する観点からは、勤労性の収入に基づく一定の社会保険料の支払いがある者を給付付き税額控除の対象とするべきでないか。
- 労働供給制約が強まる中、就労意欲を阻害することなく、より強い就労インセンティブが働くような、就労促進をメインとする制度設計とすべき。いわゆる「年収の壁」による就労抑制が最大のネックであり、178万円の対応も時限措置であるため、手取りを給付により平準化することが重要。非正規労働者の労働条件の改善と一体で考えると効果的。なお、日本の就業率は諸外国より高いことを踏まえると、現に働いている方の負担をどう捉えるかが重要。
- まずは勤労者を対象とする制度の検討を進める場合であっても、高齢者については低年金の方もいるので、別の制度との関係も含めて検討する必要があるのではないか。

# (再掲) 日本の社会保障制度における主な給付

○ 日本の社会保障制度における主な給付には、各制度の目的等に応じて、雇用保険（求職者給付）などの個人に給付するもの、生活保護などの世帯に給付するものがある。

制度名	制度目的	所得把握の単位	給付額の考え方	対象者（受給要件）	所得に応じた 逓増・逓減
生活保護	最低限度の生活保障 自立の助長	世帯	一般低所得世帯の消費実態との均衡や社会経済情勢等を総合的に勘案して設定	資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者	逓減 (最低生活費－収入)
生活困窮者 自立支援制度 (住居確保給付金)	自立の促進 生活の安定	世帯	家賃補助①：家賃相当額(上限あり) 転居費用補助②：新たな住居の確保に要する費用(上限あり)	①：離職等により住居を失った又は失うおそれがあり、一定の資産・収入要件を満たし、求職活動を行う生活に困窮する者 ②：収入の著しい減少等により住居を失った又は失うおそれがあり、一定の資産・収入要件を満たす生活に困窮する者	①：逓減あり ②：－
雇用保険 (求職者給付)	失業者に対する生活の安定と再就職の促進	個人	基本手当：離職前賃金(上下限あり)の一定割合(45～80%)	失業の状態にあり、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上ある場合に支給。 [基本手当日額の上限額] 30歳未満 7,255円 45歳以上60歳未満 8,870円 30歳以上45歳未満 8,055円 60歳以上65歳未満 7,623円 ※ その他、再就職手当等	基本手当：離職前賃金に応じ、逓増
求職者支援制度 (職業訓練受講給付金)	特定求職者(※)の職業及び生活の安定 ※雇用保険被保険者以外の者等	個人 (受給要件には世帯収入等を含む)	1人当たりの標準的な生計費や雇用保険の給付額との均衡を踏まえて設定	・本人収入が月8万円以下 ・世帯全体の収入が月30万円以下 ・世帯全体の金融資産が300万円以下 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない など 職業訓練受講手当：月10万円 ※その他、通所手当等	－
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資すること	－	児童養育費の一部を軽減し、児童養育家庭等の家計負担の軽減を図るもの	日本国内に住所を有する児童を養育する父母等のうち、主たる生計維持者に支給。 3歳未満：15,000円、3歳以上小学校終了前：10,000円 中学生：10,000円、高校生年代：10,000円 ※一人当たり月額 ※第三子以降は月30,000円	－
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進	個人 (本人に加え、扶養義務等の関係にある者の所得等で判定)	離婚等による稼働能力の低下を補い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するもの	児童を監護するひとり親等に支給。 【支給額(月額)】 全部支給：48,050円、一部支給：48,040円～11,340円 加算額(児童2人目以降1人につき) 全部支給：11,350円、一部支給：11,340円～5,680円 ※所得制限あり 全部支給(2人世帯)：190万円 一部支給(2人世帯)：385万円	逓減
老齢基礎年金	高齢期の所得保障	－	年金保険料の納付期間に応じて算定(40年間で満額)	・被保険者が原則として65歳に達していること ・保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が合わせて10年以上あること 【支給額】 年額847,300円(月額70,608円) ※昭和31年4月2日以降生まれの方の2026年度の満額	－
老齢厚生年金			被保険者期間中の平均標準報酬月額や被保険者期間に応じて算定	・被保険者が原則として65歳に達していること ・老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていること ・厚生年金の被保険者期間が1か月以上あること	
老齢年金 生活者支援給付金	年金を含めても所得が低い者(前年の所得額が老齢基礎年金満額相当以下の者など)の生活支援	個人 (受給要件には世帯に係る要件等を含む)	基準額は、月額5千円(高齢者の基礎的な消費支出の状況等を踏まえ法律で規定)に物価スライド率を乗じた額	・前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得、利子所得等)の合計額が老齢基礎年金満額相当(約81万円)以下であること ※合計額が約81万円を超え、約91万円までの者には補足的給付が支給される。 ・同一世帯の全員が市町村民税非課税であること 【支給額】(1)と(2)の合計額(月額) (1)5,620円×保険料納付済期間/480月 (2)11,768円×保険料免除期間/480月	－ ※年金保険料の納付実績に応じて逓増する

(注) 第2回社会保障国民会議有識者会議 資料2において示した純負担率の分析の中に含まれている給付を色付けしている。

# 諸外国の制度における勤労要件・年齢要件等

○ 諸外国では、勤労性収入の有無・金額に応じた勤労要件を設けるほか、年金受給年齢等を踏まえた年齢要件が設けられている。

(2026年2月現在)

	アメリカ		イギリス	フランス	カナダ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～	児童税額控除 (Child Tax Credit) 1997～	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 (Prime d'activité) 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 (Canada Workers Benefit) 2007～
勤労要件	勤労性の収入があること (0ドル超)	勤労性の収入があること (2,500ドル超)	受給者誓約に基づき、 ・就労していない者は求職活動 ・就労している者は収入を増やす努力 を行う必要。	勤労性の収入があること (0ユーロ超)	勤労性の収入があること (3,000カナダドル以上)
年齢要件等	25歳以上65歳未満 又は 子供を養育する者	子供を養育する勤労者 (注2)	18歳以上66歳未満	18歳以上	19歳以上の個人 (フルタイムの学生は除く) 又は 配偶者/パートナーがいる 又は 子供を養育する者

(注1) アメリカの勤労所得税額控除については、既婚者は原則夫婦単位課税を選択した場合にのみ利用可能。

(注2) アメリカの児童税額控除について、子供を養育する勤労性の収入が2,500ドル以下の者については、控除しきれない分の給付が行われず、税額控除のみとなる。

# 所得把握の範囲等 (金融所得)

2-4

- スピード感が大事。所得や資産の把握は追って対応し、制度の理想の姿を描きつつ、まずは実現可能な形で導入し、段階的に精緻化を図っていくべきではないか。また、将来の世帯構造の変化なども踏まえつつ、定期的に検証して改善していくべき。
- 制度導入時には、給与所得や事業所得があり、社会保険料を負担している中低所得者を支援の対象とし、一案として、一定の収入額までは給付を遡増させ、その後遡減させるべきではないか。いわゆる「年収の壁」を越えた所得階層において、支援額が増えるような制度設計とすることが必要。
- 中長期的には、金融所得や資産を勘案すべき。特に高齢者の取扱いについて検討を進めるにあたっては、資産把握の観点が大前提。事務局において、金融資産の年齢ごとの分布状況を示して欲しい。デジタルの活用が大前提で、マイナンバーや公金受取口座の活用、行政のデジタル化、情報連携が必要。

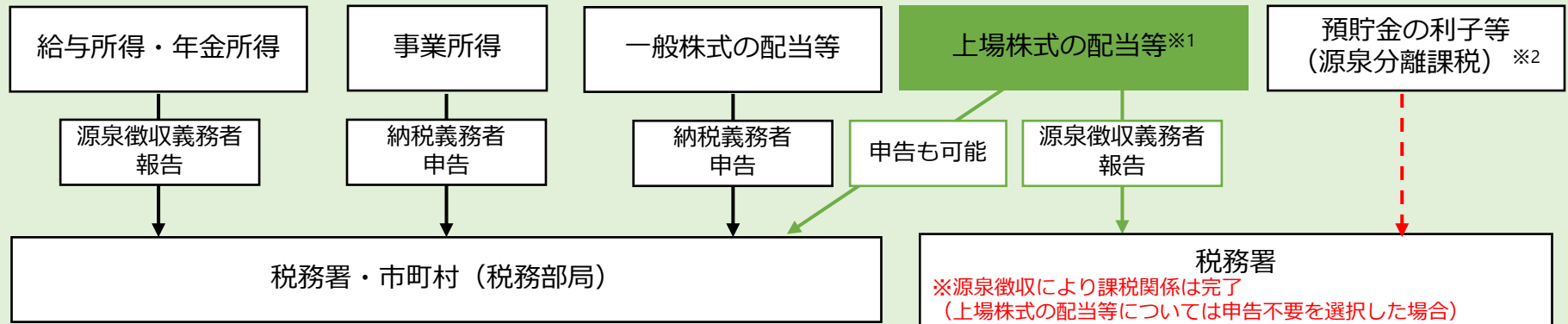
# 日本における主な金融所得の把握

- 納税者が申告不要を選択することができる場合、実際に申告されなかった金融所得については、国・市町村のいずれにおいても、個人ごとに名寄せして合計した所得情報を保有していない。

課税種別	口座	主な金融所得
総合課税 【確定申告 <b>必須</b> 】	一般	◆ 配当：一般株式等（上場株式等以外の株式等）の配当所得、非上場株式のみなし配当 など
申告分離課税 【確定申告 <b>必須</b> 】	一般	◆ 譲渡：上場株式等、一般株式等に係る譲渡所得
	特定	◆ 特定口座（源泉徴収なし）に上場株式等に係る譲渡所得がある場合
課税方式を 選択可能 【申告不要 <b>選択可</b> ※】	一般	◆ 配当：上場株式等の配当等、国外投資信託の配当等 など
	特定	◆ 特定口座（源泉徴収あり）内の所得
源泉分離課税 【確定申告 <b>不可</b> 】	一般	◆ 利子：預貯金の利子等 など

※原則、源泉徴収されるが、その後に自らの選択で確定申告を行うことが可能

## ○所得税・市町村民税



※1 上場株式等の譲渡益について、源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて取引が行われた場合は申告不要を選択可。

※2 源泉分離課税となる特定公社債以外の公社債や預貯金の利子等については、支払調書の提出義務がない。

# 諸外国における金融所得の把握方法の概要

○ 諸外国においては、種類を問わず金融所得がある者は確定申告が必要であり、金融機関においても税務当局への調書提出が義務付けられている。

(2026年2月現在)

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ
納税者 →税務当局	・ 金融所得含む全ての所得について、 <u>確定申告が必要</u>	・ 金融所得がある者は、 <u>確定申告等が必要</u> (注2)	・ 金融所得含む全ての所得について、 <u>確定申告が必要</u>	・ 金融所得含む全ての所得について、 <u>確定申告が必要</u>
金融機関 →税務当局	・ <u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出	・ <u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出 (注3)	・ <u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出	・ <u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出

(参考) 諸外国における金融所得の課税方法

利子所得 課税	総合課税	10～37%	申告分離 (段階的課税)	0、20、40、45% ※2027年4月以降は 22、42、47%	申告分離と 総合課税との 選択制	〔申告分離課 税〕 12.8%  又は  〔総合課税〕 0～45%	総合課税	14、20.5、26、 29、33%
配当所得 課税	申告分離 (段階的課税)	0、15、20% ※株式譲渡益は、 12ヶ月以下保 有の場合、 総合課税 (10～37%)	申告分離 (段階的課税)	8.8、33.8、39.4% ※2026年4月以降は 10.8、35.8、 39.4%				
株式譲渡益 課税								

(備考) 税率は小数点第二位を四捨五入している。金融所得の課税方法について、比較の観点から、各国の社会保障に関する税及び保険料は含めていない。

(注1) アメリカ、カナダについては、連邦税のみ記載。州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

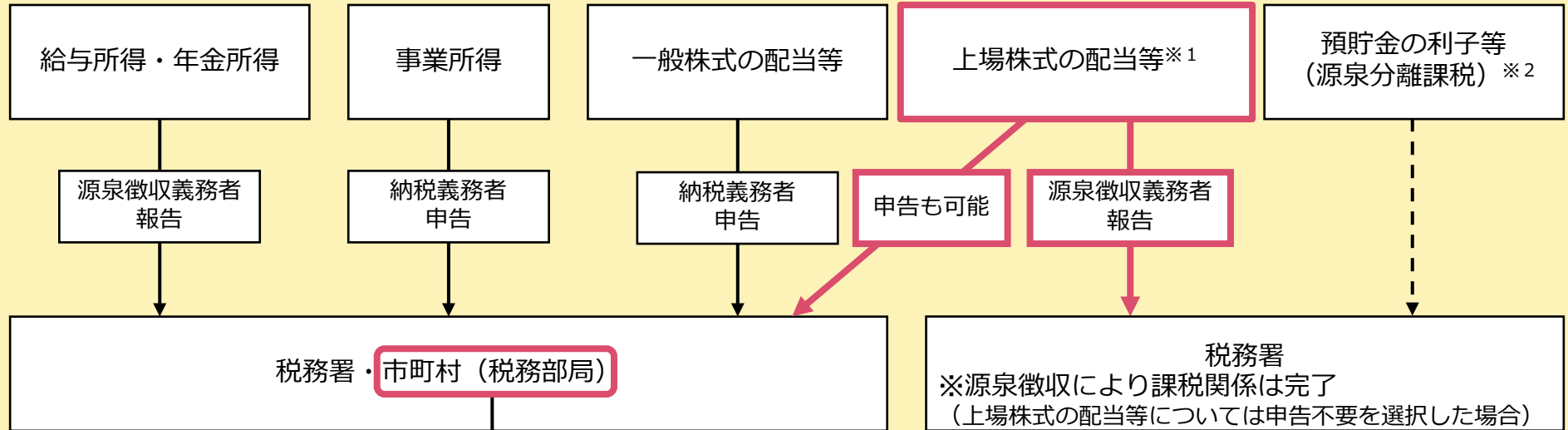
(注2) イギリスでは、給与所得者が一定額以下の利子・配当収入を得た場合、納税者自身が歳入関税庁に連絡してTax Code (その課税年度に適用される各納税者の税額の計算方法を示すコード番号。所得控除額を示す数字と使用する税率を示す英文字からなる) の変更の申出を行うこと等により、給与等の支払者による源泉徴収・支払税額調整制度 (PAYE (Pay As You Earn)) を通じて税額の調整が行われる。

(注3) 法定資料の提出義務者は、税務当局から通知書を受領した場合に、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。

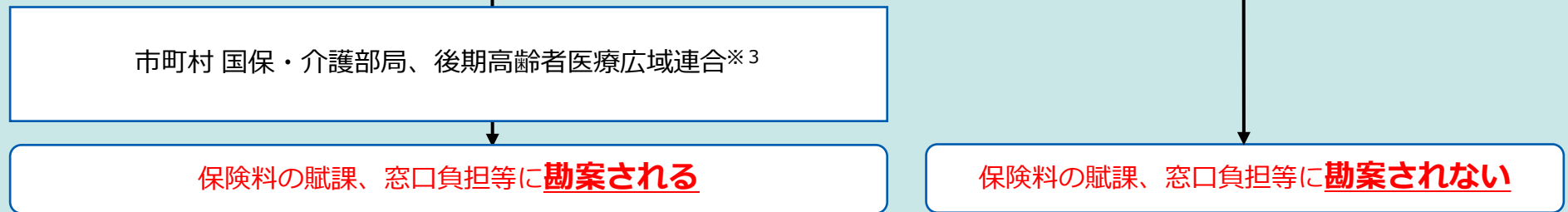
# 後期高齢者医療制度における金融所得の勘案について①

- 現状において、金融所得（上場株式等の配当、譲渡等に係る所得）について、確定申告の有無を選択することで、収入の実態は同じでも窓口負担割合や保険料額が変わる場合があるなど、取扱いに差が生じている。
- 現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しの観点から、年齢にかかわらず公平な応能負担を実現するための第一歩として、後期高齢者医療制度の窓口負担割合や保険料等への金融所得の反映を実現するための所要の措置を講じる。

## ○所得税・市町村民税



## ○保険料・窓口負担等



※ 1) 上場株式等の譲渡益について、源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて取引が行われた場合は申告不要を選択可。

※ 2) 源泉分離課税となる特定公社債以外の公社債や預貯金の利子等については、支払調書の提出義務がない。

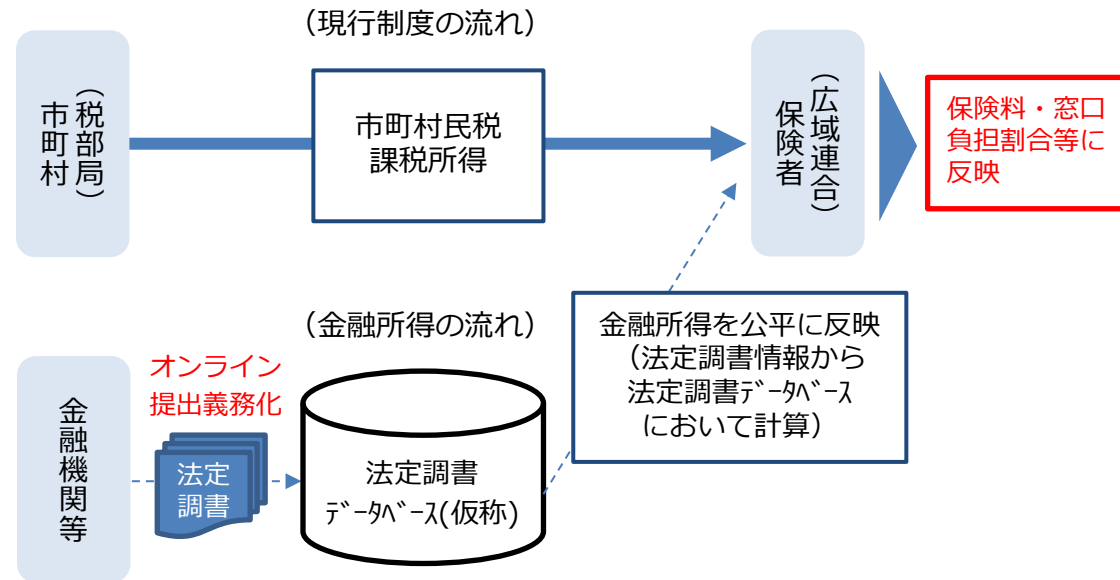
※ 3) 健康保険については、事業主が支払う賃金（標準報酬月額と標準賞与額）によって保険料を算出。

- 金融所得のうち上場株式の配当などは、確定申告の有無により保険料・窓口負担等が変わる不公平が発生しており是正が必要。
- 後期高齢者医療制度において、金融機関等に対し所得税法などの規定により税務署長に提出が義務付けられている報告書等（法定調書）を、保険者（後期高齢者医療広域連合）へオンライン提出する義務を課すこと等により、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映。

## ●後期高齢者医療制度における勘案状況

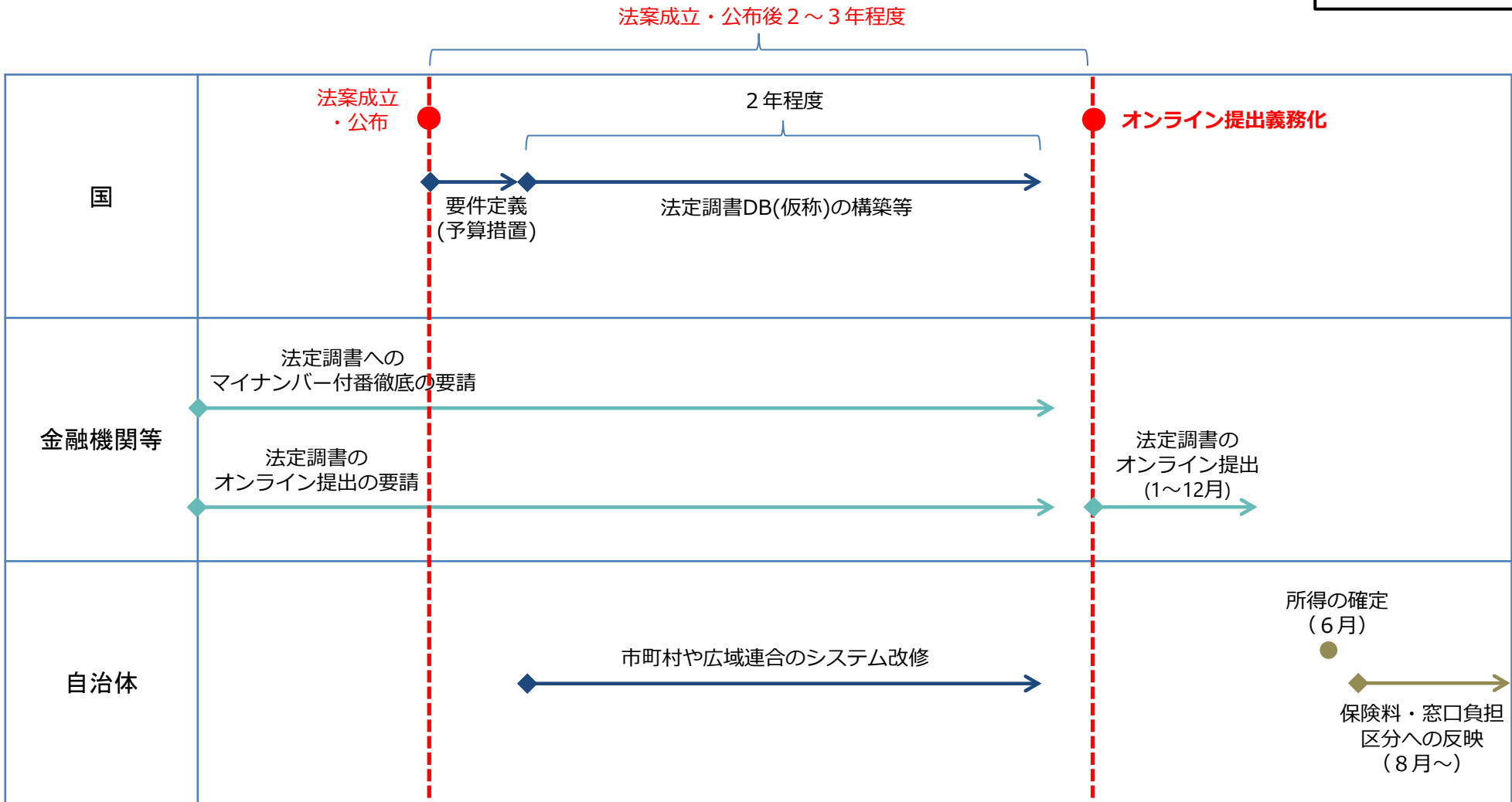
所得の種類	窓口負担・保険料への反映
年金 給与所得 不動産所得 など	○
上場株式の配当等の金融所得	○ (確定申告する場合は市町村が所得把握が可能)  ✕ (源泉徴収のみで確定申告しない場合は市町村が所得把握が不可能)

## ●法定調書を活用した金融所得勘案のスキーム



# 金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映するまでの想定スケジュール（見込み）

第221回特別国会  
提出法案



※システム改修等に2年程度かかるため、それを前提に機械的に組んだスケジュールを書いたもの

※他の要因でスケジュールが後ろ倒しになる可能性があることに留意

公布後4～5年程度  
(オンライン提出義務化後  
1年8ヶ月程度)

資産

2-5

- スピード感が大事。所得や資産の把握は追って対応し、制度の理想の姿を描きつつ、まずは実現可能な形で導入し、段階的に精緻化を図っていくべきではないか。また、将来の世帯構造の変化なども踏まえつつ、定期的に検証して改善していくべき。
- 中長期的には、金融所得や資産を勘案すべき。特に高齢者の取扱いについて検討を進めるにあたっては、資産把握の観点的大事。事務局において、金融資産の年齢ごとの分布状況を示して欲しい。デジタルの活用が大前提で、マイナンバーや公金受取口座の活用、行政のデジタル化、情報連携が必要。
- なお、国際比較を行う際には、英国では資産要件を考慮しているユニバーサルクレジットにより1人当たり給付が高くなっている可能性に留意が必要。

# 諸外国における税制に関連する給付措置等の資産要件

- 米英仏加の制度のうち**資産要件が課されているのは英国のユニバーサル・クレジットのみ。**
- ユニバーサル・クレジットについては、国からの支援を受ける前にまず自らの資産や所得で生計を立てるべきであるという考えに基づき、資産に応じて給付額が逡減し、資産が一定額を超えると受給資格を失う仕組み。申請時及び資産額変動時に随時、自己申告を求めることで資産を把握している。

## 英国のユニバーサル・クレジットの資産要件

(2026年2月現在)

- 資産額が£ 6,000 (125万円) を超える場合、£ 250 (5万円) 超過ごとに月£ 4.35 (909円) を給付額から減額。  
£ 16,000 (334万円) を超過すると受給資格を失うこととされている。

把握方法	自己申告
対象資産	現金、預金、株式、別荘、賃貸物件、資産から生じる収入（例：利子、配当、賃貸収入） 等
対象外資産	自身が居住する不動産、事業用資産 等

## (参考) 韓国の「勤労奨励金」「子女奨励金」と資産要件

- 「**勤労奨励金**」は、労働から得る収入があるものの、所得が少なく生活が厳しい労働者・事業者世帯に対して奨励金を支給することで、勤労を奨励し、世帯の実質所得を支援する制度。
- 「**子女奨励金**」は、子どもを扶養する低所得世帯に奨励金を支給し、養育費を支援する制度。
- いずれの奨励金も支給要件に、資産要件（財産要件）があり、具体的には一世帯の財産（土地・建物・自動車・預金等）の合計額が₩ 2億4,000万（2,557万円）未満が要件（財産合計額が₩ 1億7,000万（1,811万円）以上の場合は算出された奨励金の50%を支給）とされている。

受給者は、申請時に財産が₩ 2億4,000万（2,557万円）未満であることの自己申告及び賃貸契約書又は不動産の購入契約書の写しの提出が必要。

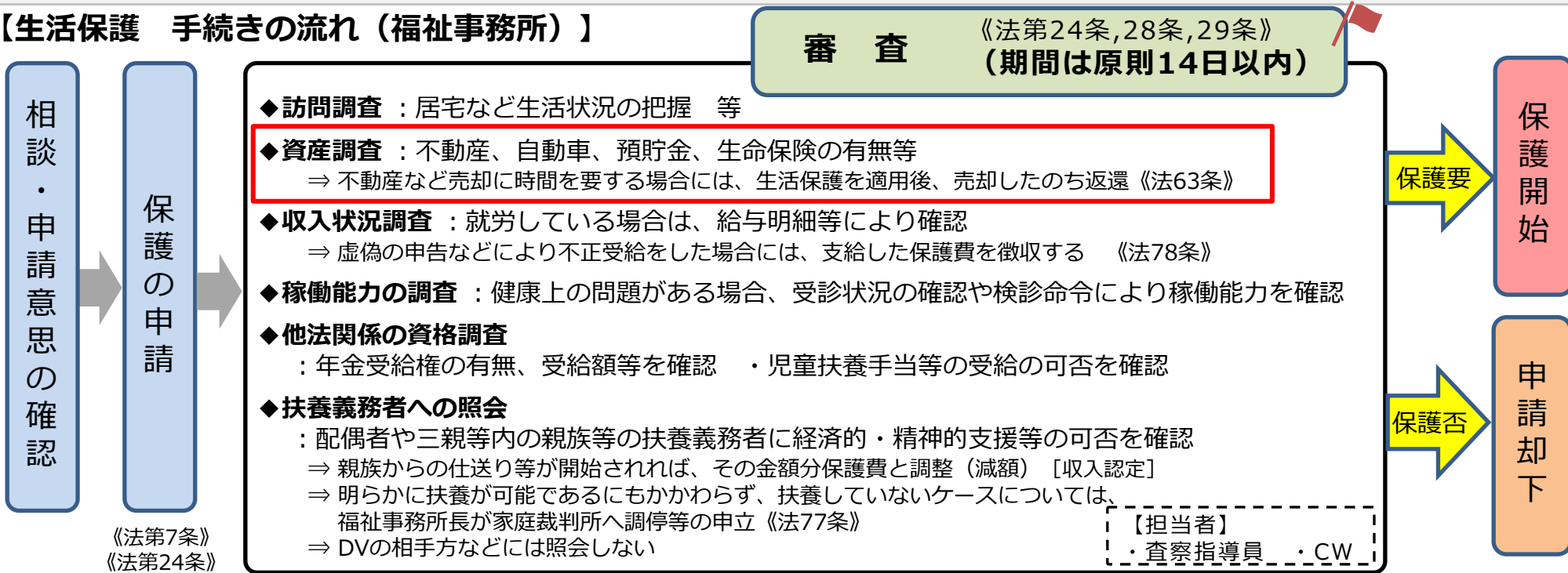
国税庁は、不動産・自動車・金融資産に関して、行政機関や金融機関の情報を収集できる権限を持ち、実地調査も実施している。

# 生活保護における資産調査

- 生活保護の申請後、申請者の世帯の最低生活費と収入を比較し、保護の要否が判定される。その際、定期的な収入、預貯金、生命保険や不動産等の**資産調査**が行われる。また、申請書等の受理日から1週間以内に、**訪問による実地調査**も行われる。

(注) 申請に応じて自治体職員が個別に調査を行う仕組みであり、行政が資産の保有状況を網羅的に把握しているわけではない。

## 【生活保護 手続きの流れ（福祉事務所）】



調査事項（例）	調査内容	調査先
預貯金	銀行等の預貯金残高 等	金融機関（郵便局、農協等も含む）
生命保険等	加入の有無、種類、加入期間、保険金額、保険料、解約返戻金、入院給付金等の特約事項 等	生命保険会社、郵便局、都道府県民共済、全労災、農協、漁協 等
不動産	保有の有無、所在、種類、面積、課税状況（評価額） 等	税務署、法務局
自動車	保有の有無、登録番号、年式、形式、総排気量、課税状況、所有者・利用者、ローン残債の有無 等	運輸局陸運支局、税務署（車検証の写しを取る）
課税状況※	市民税課税の有無、固定資産・所得の有無・額 等	自治体の税担当部署、税務署

※ 課税調査は毎月6月以降に保護を受給していた者全員を対象に実施

(出典) 厚労省 生活保護ケースワーカー向け研修教材「No.2-1 生活保護の基本的な実務」

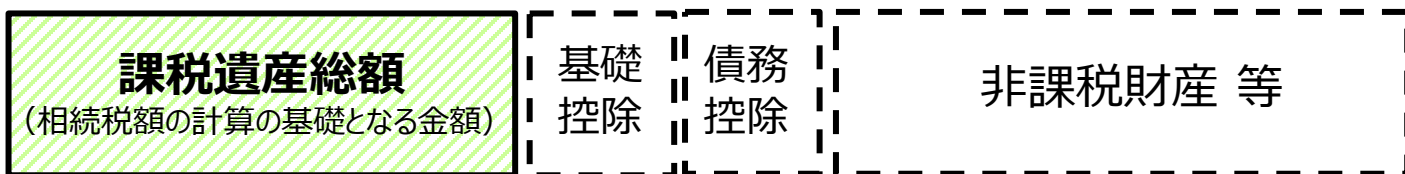
# 相続税における資産の把握

- 相続税は**申告納税制度**であり、被相続人の、①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、**全ての財産を相続人が把握**したうえで、相続財産の種類ごとに定められた**評価方法に基づき資産価値を評価**した結果、相続税の申告義務がある場合、相続税額を計算し申告。

(注1) あくまで申告に基づく把握であり、国が個人の資産の保有状況を網羅的に把握しているわけではない。

(注2) 国内財産は被相続人等の国籍・居住ステータスにかかわらず相続税の課税対象。国外財産は被相続人等の国籍・居住ステータスにより課税対象となる場合がある。

## 【相続税が課税される財産等】



### 課税財産

- 土地、有価証券、現金預金、家屋、生命保険金等

(評価方法の例)

- 宅地 : 路線価等
- 建物 : 固定資産税評価額
- 上場株式 : 金融商品取引所が公表する終値(相続開始日、相続開始日の属する月・前月・前々月の終値各平均のうち最も低い価額)
- 非上場株式 : 類似業種比準価額方式(類似する業種の上場企業の「株価」を基に、1株あたりの配当額・純利益額・純資産額の3つを含めた計算式により評価する方法)等

### 非課税財産

- 墓所・霊びょう等
- 死亡保険金・死亡退職金(500万円×法定相続人数を限度)
- 相続人が国や公益法人等に贈与(寄附)した相続財産

### 課税価格の減額特例

- 小規模宅地等の課税の特例
  - 事業用宅地(400㎡まで80%減額)
  - 居住用宅地(330㎡まで80%減額)

## 【課税件数等】

	死亡者数・課税件数	
	死亡者数	課税件数
令和4年	156.9万人	15.1万件
令和5年	157.6万人	15.6万件
令和6年	160.5万人	16.7万件

(注)

1. “死亡者数”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、課税件数は「国税庁統計年報書」(令和6年分は「国税庁の報道発表資料」)による。
2. “課税件数”は、相続税の課税があった被相続人の数である。

# 介護保険制度の補足給付における資産勘案

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 補足給付は、経過的かつ福祉的な性格を有する制度であり、預貯金等の資産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案することとした（平成26年介護保険法改正（平成27年8月施行））。
- 預貯金等の資産を完全に把握する仕組みがないため、**自己申告制**。**金融機関への照会**や**不正受給に対する加算金**により不正受給防止を図っている状況。

## 【補足給付の申請に当たっての資産等の確認方法】

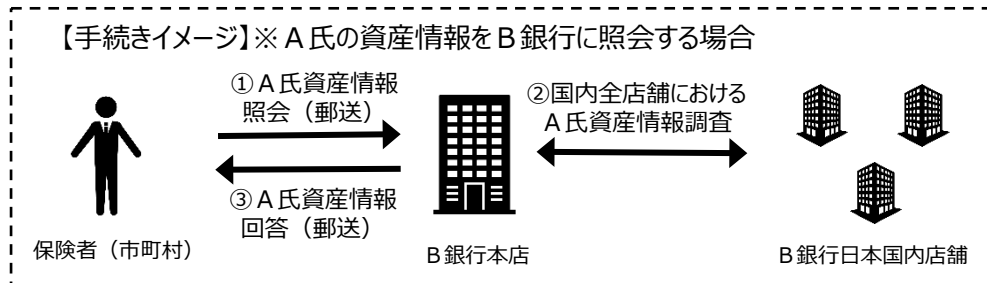
資産等	確認方法
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば 口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の 口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金	自己申告
負債 (借入金・住宅ローンなど)	借用証書など

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者	資産等
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円 以下 ※ 生活保護受給者は資産等の要件なし
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等が80.9万円以下	単身：650万円 夫婦：1,650万円 以下
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等が80.9万円超～120万円以下	単身：550万円 夫婦：1,550万円 以下
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等が120万円超	単身：500万円 夫婦：1,500万円 以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

## 【預貯金確認と不正受給対策】

- 補足給付の申請の際に預貯金の額を申告するに当たっては、その額を確認するために通帳の写しを提出。
- 各保険者は、あらかじめ同意を得たうえで、申請者及び配偶者の預貯金等の状況について、必要に応じて、金融機関に対して照会することができる。



## 【参考】補足給付の認定者数

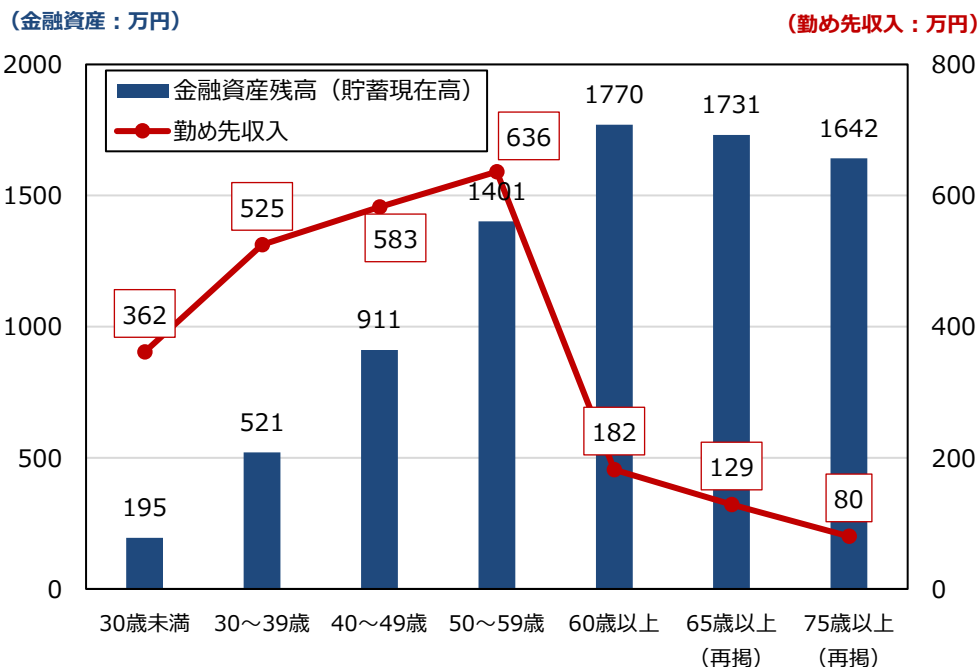
R 3 年度末	R 4 年度末	R 5 年度末
89.6万人	87.8万人	87.4万人

- 不正受給が発覚した場合には、給付額の返還に加え、最大 2 倍の加算金を徴収。

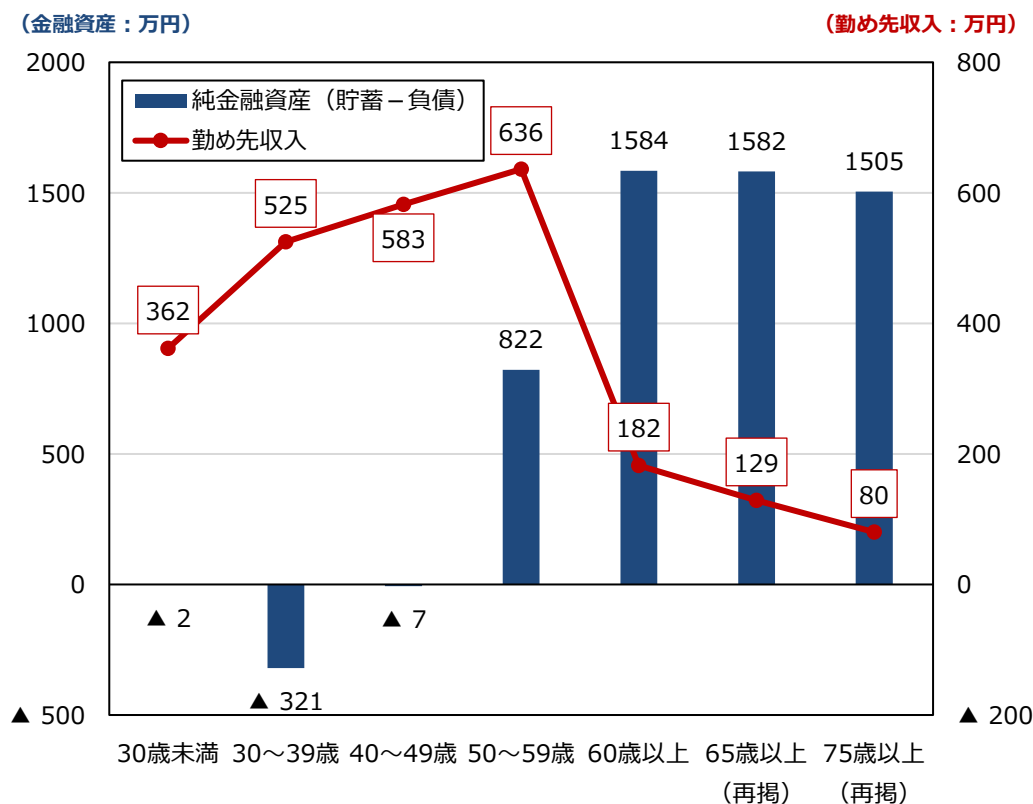
# 年代別 金融資産と勤労収入の状況

- 年代別の金融資産残高を見ると、現役時代は、年齢が高くなるにつれて金融資産も勤め先収入も増加。高齢期には金融資産は大きい一方で勤め先収入は低い。
- 純金融資産を見ると、50代以降で資産超過状態になる。

## 世帯平均金融資産残高（貯蓄）



## 世帯平均純金融資産（貯蓄 - 負債）



(注) 「金融資産残高」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。

(出典) 総務省「全国家計構造調査」（総世帯）より作成。